

# 地域貿易協定における原産地規則制限性の実証分析

法政大学経済学研究科博士後期課程 3 年 中岡真紀

## 1. はじめに

2017 年 8 月現在、世界貿易機関 (WTO : World Trade Organization) には 290 ほどの地域貿易協定 (RTA : Regional Trade Agreement) が報告されている。1990 年代から発効され始めた地域貿易協定は何故これほど多く発効されるようになったのであろうか。世界貿易機関においては多国間貿易交渉の場があり、そこで貿易の自由化に関する交渉が行われている。しかし、直近の多国間貿易交渉の場であるドーハ・ラウンドはその交渉が難航しており、未だに妥結に至っていない。その間各国は地域貿易協定の締結へと移行していった。2016 年 7 月現在世界貿易機関加盟国は 164 の国・地域で、この多国間交渉は加盟国による交渉の場であり当然ながら参加国が多く、各国の思惑もありなかなか妥結に至らない。地域貿易協定であれば当該地域貿易協定参加国との交渉となり、比較的短期間で交渉妥結に至ることから、地域貿易協定の締結が推進されることになった。

地域貿易協定が締結されると締約国間では関税が撤廃され、貿易の自由化が進むが、域外国にはそのまま関税が残る。このため低関税国を経由して域内国へ輸出する迂回輸出を防ぐために、原産地規則が設定される。原産地規則とは產品がその国の原産であることを明らかにするもので、いわゆる產品の国籍である。地域貿易協定の便益を享受するには締約国間で生産されたものであることを明らかにする必要があり、この原産地規則を満たさなければならない。農産物のようにその土地で生産されたものは当該国の原産であることを明らかにできるが、複数国に渡って生産・組立てされた產品は原産国をどこにすべきかルールの設定が必要となる。グローバル・サプライ・チェーンが構築されている現在、複数の国に渡って生産されている產品があり、その原産地規則は複雑化している。

このように複雑化している原産地規則は、地域貿易協定にどのような影響を与えているのであろうか。各地域貿易協定によって原産地規則は異なっており、現在複数の地域貿易協定が交差している中、異なった原産地規則は地域貿易協定におけるスペティーボールの原因の 1 つとなっている。地域貿易協定を利用する企業にとっては、複雑な原産地規則を理解し、さらに今までの調達先が締約国内でない場合は、その便益を享受することができないため、調達先を変更する場合もある。このように地域貿易協定の便益を享受するために、企業は資材調達先、生産地を変更する必要にせまられることになる。この地域貿易協定に影響を与える原産地規則の制限性を測るために各協定文の品目別規則より Index を作成し、財務省貿易統計の経済連携協定時系列表の年次データを使用して、実行関税率表第 11 部テキスタイル及びアパレルの分野を対象としてその制限性の効果を見る。

本章の構成は、第 2 節で日本の地域貿易協定の現状を概観し、第 3 節では原産地規則に

はどのようなものがあるのかを見る。第4節では原産地規則の制限性を数値化およびその効果を実証分析している先行研究を紹介、第5節では原産地規則の制限性を測るためにRoO Indexを構築し、第6節で構築したRoO Indexを使用して実証分析をする。最後にまとめである。

## 2. 日本の地域貿易協定

2017年8月現在、日本は15の国・地域と地域貿易協定を締結している。日本の場合は、物品の関税撤廃のみならず、投資や相互承認制度、人の移動等幅広い経済関係の構築を協定に盛り込んでおり、より幅広い分野における連携強化を目的とした経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）としている。初の経済連携協定は2002年のシンガポールとの協定である。1990年代に各国が地域貿易協定の締結を推進した時期には遅れを取っている。当初我が国は世界貿易機関の多国間交渉を優先する政策を取っていた。しかし、多国間交渉の停滞により他国が地域貿易協定の締結を推進していく中、地域貿易協定を締結していないことで不利益を被る可能性が出てきた。2002年にシンガポールと経済連携協定を締結後、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイと2国間協定を締結してきた。2008年初の多国間協定である日ASEAN包括的経済連携協定が締結される。それまでは2国間の交渉であったが、初めて多国間での協定となった。その後もフィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴルと協定を締結している（表1）。

表1 日本の経済連携協定

発行年月	国・地域		
2002年 11月	シンガポール		
2005年 4月	メキシコ		
2006年 7月	マレーシア		
2007年 9月	チリ		
11月	タイ		
2008年 7月	インドネシア	ブルネイ	
12月	ASEAN	フィリピン	
2009年 9月	スイス		
10月	ベトナム		
2011年 8月	インド		
2012年 3月	ペルー		
2015年 1月	オーストラリア		
2016年 6月	モンゴル		

（外務省経済上の国益の確保・増進、経済連携協定（EPA）/自由貿易協定（FTA）ホームページより筆者作成）

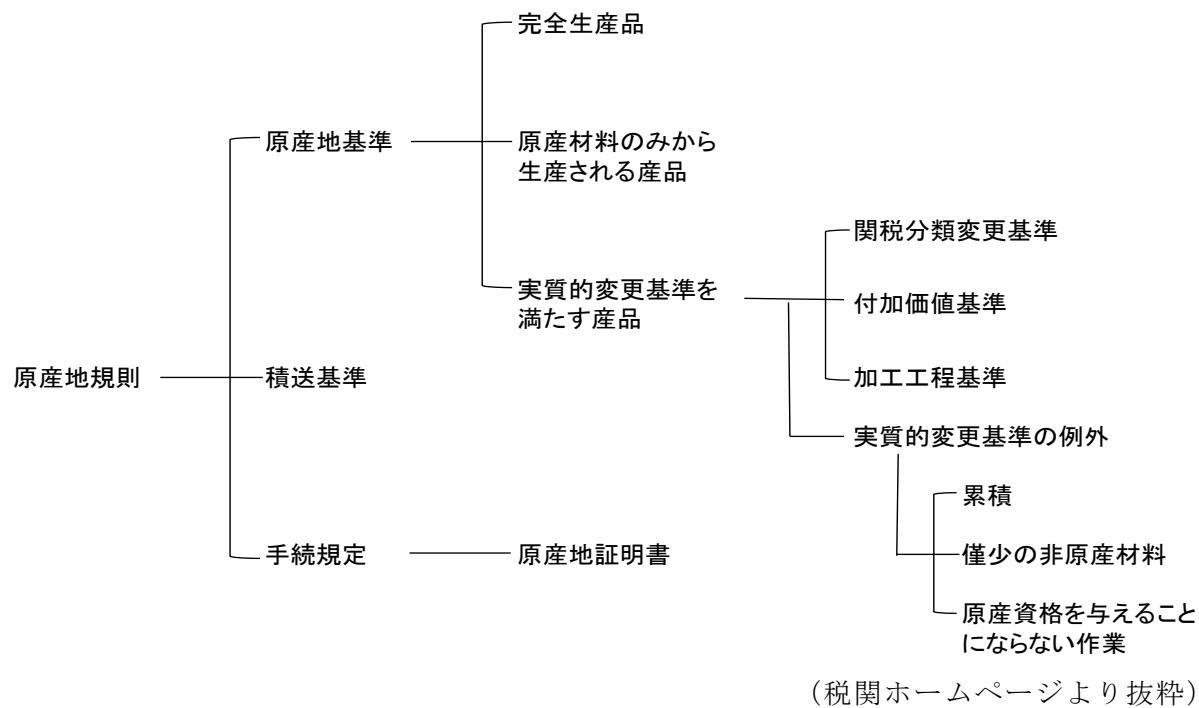
ASEAN は日本にとって唯一の多国間地域貿易協定となっている。また次の経済連携協定として環太平洋戦略的経済連携協定（TPP : Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement）や東アジア地域包括的経済連携（RCEP : Regional Comprehensive Economic Partnership）、日 EU 経済連携協定（Japan-EU Economic Partnership Agreement）等の多国間協定の交渉が進んでいる。地域貿易協定の締結は当初は近隣諸国との 2 国間交渉から始まり、それが一段落すると多国間の地域貿易協定への締結へと広がっていく傾向がある。地域貿易協定は 2 国間の締約国間では自由な貿易が実現するが、他国とは関税障壁が残ったままになる。より多くの国と地域貿易協定を締結したほうが一気に自由化が進む感がある。

地域貿易協定の締結を推進するには、それなりの便益があるかどうかが問われる。日本の場合、外務省の今後の経済連携協定の推進についての基本方針（平成 16 年 12 月 21 日経済連携促進関係閣僚会議）によると、交渉相手国・地域の決定にあたっては、①我が国にとり有益な国際環境の形成ができる国・地域で、②我が国全体としての経済利益の確保ができる、③相手国・地域の状況、EPA/FTA の実現可能性を見て総合的に勘案するとなっている。

### 3. 原産地規則

地域貿易協定が締結されると必ず原産地規則が設定される。これは地域貿易協定の便益を享受するために、締約国の原産であることを明示するものである。締約国の原産品でない場合、地域貿易協定の便益を享受することができない。したがって、域外国は低関税国を経由して、域内国へ迂回輸出する可能性があり、この迂回輸出を防ぐためでもある。原産地規則には 2 つの分類がある。1 つは非特恵原産地規則であり、WTO 協定税率（最惠国税率 : MFN 税率 : Most Favored Nation Tariff）の適用を受けるため、貿易統計や不当廉売関税等における原産国の確認等に使用されるものである。もう 1 つが特恵用原産地規則であり、特恵関税や経済連携協定等関税の便益を受けるためのものである（図 1）。

図 1 特惠用原産地規則

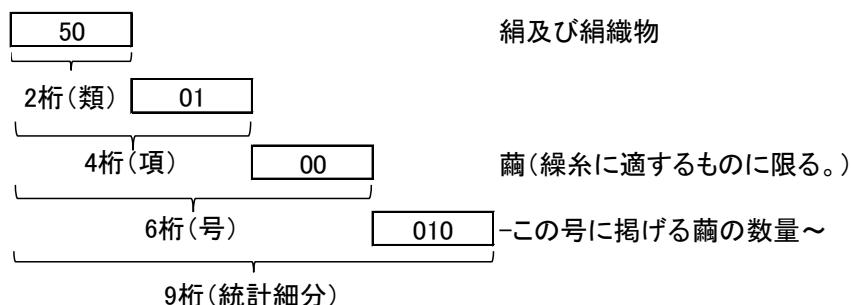


特惠用原産地規則には原産地基準、積送基準、手続規定がある。原産地基準は產品の原産地を定める方法である。完全生産品とは当該国で完全に生産されるもので、農產品などが該当する。原産材料のみから生産される產品とは、材料の一部に非原産材料のものを使った原産材料を使用して製品にしたものである。実質的変更基準を満たす產品の内、関税分類変更基準とは、使用した原材料とそれを使ってできた製品で HS コード「商品の名称及び分類についての統一システム (Harmonized Commodity Description and Coding System) に関する国際条約」に基づき分類が異なった場合に当該国の原産と認めるものである。HS コードの実行関税率表第 11 部第 50 類紡績用纖維及びその製品を例に見ると図 2 のようになる。

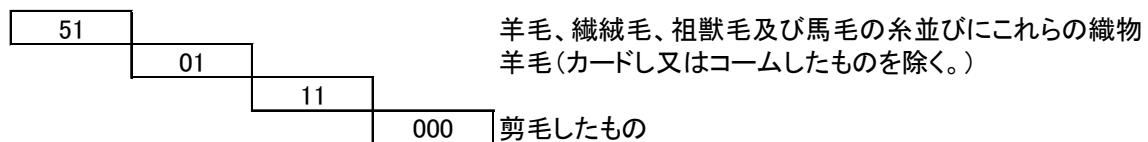
## 図2 実行関税率表

### 実行関税率表 第11部 紡績用纖維及びその製品

#### 第50類 絹及び絹織物



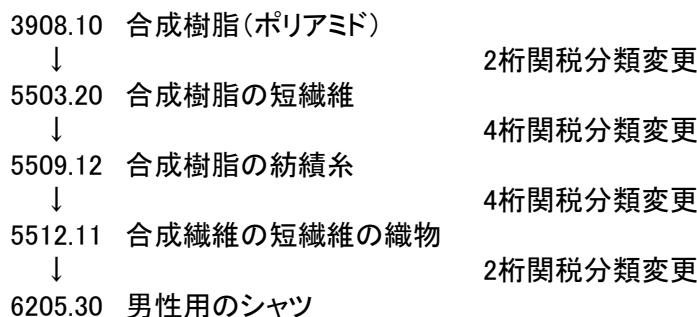
#### 第51類 羊毛、纖絨毛、祖獸毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物



(税関ホームページ実行関税率表より筆者作成)

HS コードは HS 条約により 6 桁までは世界共通であり、2 桁→4 桁→6 桁と分類が細かくなる。7 桁以降は各国固有の分類（統計細分）となっている。使用した原材料から製品にした場合に HS コード 2 桁(大分類)の変更があった場合、大きな変更があったことになる。4 桁（中分類）6 桁（小分類）とそれぞれ行われた変更が小さくなることを示している。例えば、HS コード 39.08 項 合成樹脂（ポリアミド）を使用して 55.03 項合成樹脂の短纖維ポリアミド纖維を生産する（2 桁関税分類変更）。当該纖維を使用し 55.09 項の合成樹脂の紡績糸を生産する（4 桁関税分類変更）。さらに当該糸を使用し 55.12 項の合成纖維の短纖維の糸の織物を生産する（2 桁関税分類変更）。最終的にその織物を使用し 62.05 項に男性用のシャツを生産する（2 桁関税分類変更）。各工程別にみると、それぞれ 2 桁、4 桁の関税分類変更が行われていることになり、当初非原産材料から最終男性用のシャツまでは 2 桁の関税分類変更が行われていることになる（図3）。このように HS コードの変更により原産地基準をさだめているものが関税分類変更基準である。

図3 関税分類変更



(実行関税率表より筆者作成)

付加価値基準とは、非原産材料を使用し当該国で製品にした場合、当該国でどのくらいの付加価値が付加されたのかによって当該国の原産とするもので、付加された割合により当該国の原産とするかどうかが決まる。各協定、各品目により原産資格割合（当該国で付加された割合）が定められている。工業製品の場合によく使用されている。最後は加工工程基準であり、当該国で指定された加工がされた場合に当該国の原産と認めるものである。テキスタイル及びアパレル等においてみられる。例えば実行関税率表第11部にかかる加工工程基準は以下のように設定されている（表2）。

表2 実行関税率表第11部 加工工程基準

第50類から第55類までの各類及び第60類の適用上、浸染し、又はなせんする工程については以下の2以上の作業を伴わなければならない。

(1)	抗菌防臭加工	(16)	イージーケア加工	(31)	芳香加工
(2)	防融加工	(17)	エンボス加工	(32)	リラックス処理
(3)	防蚊加工	(18)	エメリ加工	(33)	シュライン加工
(4)	抗ピル加工	(19)	難燃加工	(34)	せん毛、シャーリング
(5)	帯電防止加工、制電加工	(20)	植毛、フロツタ加工、電着加工	(35)	防縮加工
(6)	しわ加工	(21)	発泡せん	(36)	ソイルガード加工
(7)	漂白	(22)	液体アンモニア加工	(37)	ソイルリリース加工
(8)	ブラッシング	(23)	マーセライズ加工	(38)	ストレッチ加工
(9)	バフ加工	(24)	制菌加工	(39)	防ダニ加工
(10)	抜蝕加工、オパール加工	(25)	縮じゅう	(40)	UVカット加工
(11)	カレンダ仕上げ	(26)	モアレ仕上げ	(41)	ウォッシュ・アンド・ウェア加工
(12)	圧縮収縮仕上げ	(27)	透湿防水加工	(42)	吸水加工
(13)	防しわ加工	(28)	はつ油加工	(43)	防水加工
(14)	蒸じゅう、デカタイジング	(29)	オーガンジ加工	(44)	はつ水加工
(15)	消臭加工	(30)	減量加工	(45)	ウェットデカタイジング
				(46)	防風加工
				(47)	針布起毛

(日 ASEAN 包括的連携協定協定文品目別規則より筆者作成)

積送基準とは原産国より締約国へ直接輸送されることを原則とし、第三国を経由する場合は当該国で加工等が行われなかつたことを証明する必要がある。手続規定は当該国の原産であることを証明する証明制度である。現在この証明制度には3通りの方法がある（表3）。

表3 原産証明制度

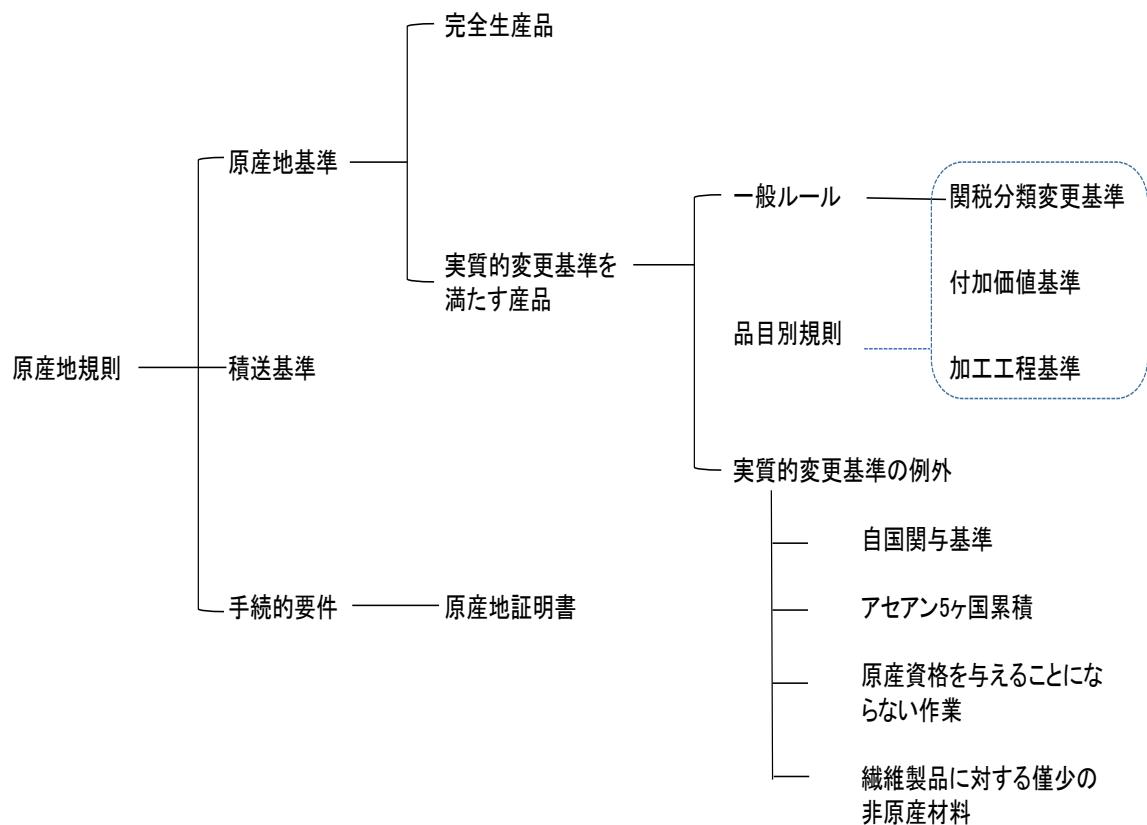
締約国	第三者証明制度	認定輸出者証明制度	自己証明制度
シンガポール	○		
メキシコ	○	○	
マレーシア	○		
チリ	○		
タイ	○		
インドネシア	○		
ブルネイ	○		
ASEAN	○		
フィリピン	○		
スイス	○	○	
ベトナム	○		
インド	○		
ペルー	○	○	
オーストラリア	○		○
モンゴル	○		

（各経済連携協定協定文より筆者作成）

第三者証明制度とは当事者以外の第三者（日本の場合は日本商工会議所）が原産を証明する制度である。認定輸出者証明制度とは輸出国当局より認定を受けた輸出者は、輸出時の書類に特定文言を記載することにより当該国の原産品であることを証明する制度である。前述2つの方法は証明書発行および認定を受けるために費用が必要となる。オーストラリアとの協定では初めて自己証明制度が採用された。輸出入者自ら原産国を証明することができる。

また、一般特恵制度（GSP：Generalized System of Preferences）が適用できる国（開発途上国）においては、地域貿易協定を締結していても、原産地規則の制限度の違いによって地域貿易協定を利用せず、特恵税率を利用する場合がはるかに多い。図4は一般特恵制度の原産地規則である。

図4 一般特恵制度の原産地規則

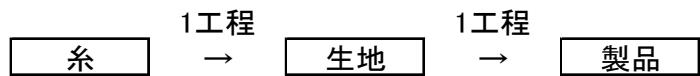


(税関ホームページ我が国の原産地規則～一般特恵関税原産地規則(詳細)～より抜粋)

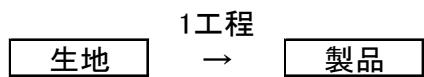
生産が1ヶ国のみで行われる場合は完全生産品となり、2ヶ国以上が関与する場合は大きな変更（実質的変更）が行われた国が原産地となる。一般ルールにおける関税分類変更基準はHS4桁（項の変更）である。実質的変更基準の例外となる自国関与基準とは、原材料に日本より輸出された物品を使用している場合にその特恵受益国の完全生産品として扱われるものであり、アセアン5ヶ国累積は最終財の生産国がインドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナムのいずれかの国の場合に2ヶ国以上において生産された产品は当該輸出国の产品とするものである。繊維製品（実行関税率表第61類、第62類）に関しては、経済連携協定では加工工程基準の2工程ルールを取っているが、一般特恵制度では1工程ルールとなっている（図5）。

## 図 5 繊維製品工程ルール

### 経済連携協定



### 一般特恵制度



(税関ホームページ我が国の原産地規則～一般特恵関税原産地規則(詳細)～より筆者作成)

経済連携協定よりも緩い原産地規則となっているため、一般特恵制度が利用し易いことは確かである。

## 4. 先行研究

### (1) 原産地規則の制限性の尺度

原産地規則の制限性に関する先行研究としては、Estevadeordal and Suominen (2006) がある。Estevadeordal は原産地規則の制限性を数値化している（表 4）。

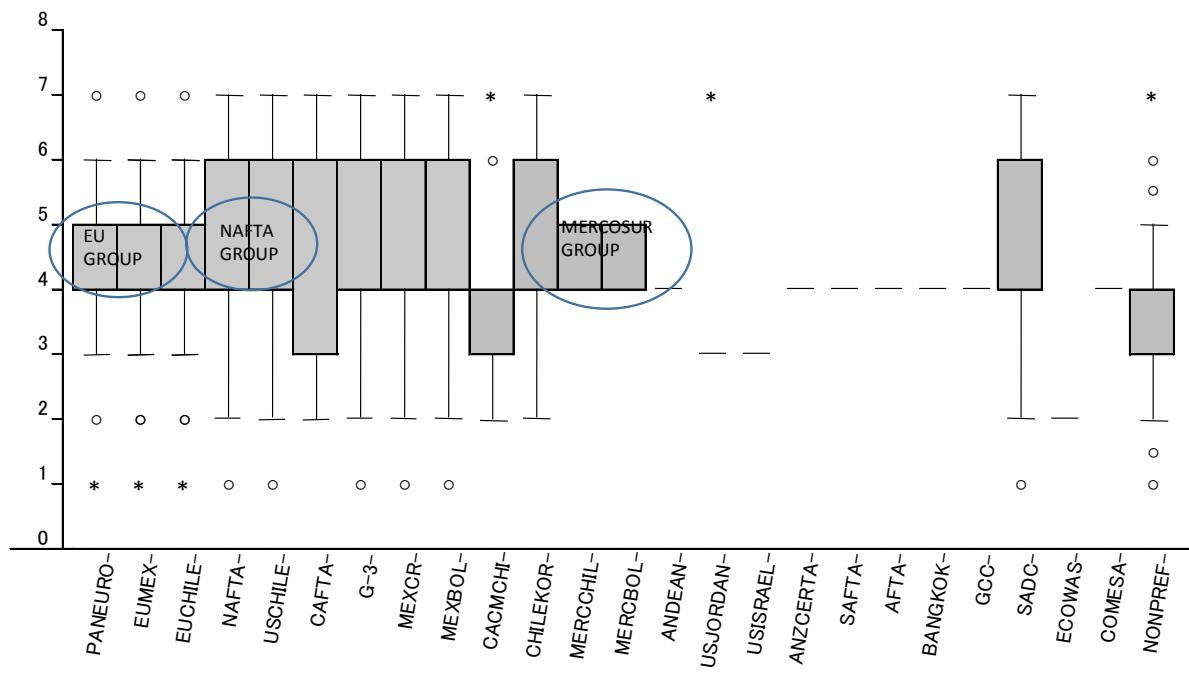
表 4 Estevadeordal RoO Index

$y = 1$ if $y^* \leq CI$	CI…Change of Item (8桁分類変更)
$y = 2$ if $CI < y^* \leq CS$	CS…Change of Subheading (6桁分類変更)
$y = 3$ if $CS < y^* \leq CS \text{ and } VC$	CH…Change of Heading (4桁分類変更)
$y = 4$ if $CS \text{ and } VC < y^* \leq CH$	CC…Change of Chapter (2桁分類変更)
$y = 5$ if $CH < y^* \leq CH \text{ and } VC$	VC…Value-Content Criterion (付加価値基準)
$y = 6$ if $CH \text{ and } VC < y^* \leq CC$	TECH…Technical Requirement (加工工程基準)
$y = 7$ if $CC < y^* \leq CC \text{ and } TECH$	

(Estevadeordal (2006) より引用)

関税分類変更を基準とし、付加価値基準を関税分類変更の 2 衡と 4 衡の間の制限度、加工工程基準を関税分類変更の 2 衡変更基準より厳しいとし制限度の設定をしている。制限度 1 が一番緩やかな原産地規則であり、制限度 7 が一番厳しい原産地規則として定義されている。この制限度を各協定に当てはめて各協定の制限度を見たものが図 6 になる。

図 6 選択した地域貿易協定における原産地規則の制限度



(Estevadeordal (2006) より筆者加筆)

図 6 を見ると、各協定別の原産地規則の制限度がいくつかパターンに分類できる。EU グループ、NAFTA グループ、MERCOSUR グループである。NAFTA グループは制限度 4-6 となり、EU グループより制限的である。MERCOSUR グループは中間的で EU グループより制限的でない。

また、表 5 では Estevadeordal Ro0 Index を使用して計算された各地域貿易協定の原産地規則の制限度である。

表5 各地域貿易協定における分野別原産地規則の制限度

HSSection	PAN-EURO	EFTA-MEX	NAFTA	US-Chile	CAFTA	CR-MEX	G-3	Chile-CACM	JSEPA	Chile-Korea	SADC	Non-pref.avg
1 Live Animals	7.0	5.3	6.0	6.0	6.0	6.0	5.4	5.9	7.0	6.0	7.0	6.2
2 Vegetable Products	6.6	4.0	6.0	6.0	5.9	6.0	6.7	5.6	7.0	6.1	6.6	6.6
3 Fats and Oils	4.7	4.0	6.0	6.0	6.0	6.0	3.5	3.0	7.0	7.0	7.0	4.0
4 Food, Bev. & tobacco	5.0	4.4	4.7	5.7	5.7	5.4	4.8	3.7	6.8	5.2	5.4	4.6
5 Mineral Products	3.5	3.5	6.0	3.9	4.0	5.7	5.7	5.3	6.6	5.4	4.0	4.8
6 Chemicals	3.9	3.8	5.3	2.6	2.5	3.8	3.9	2.6	3.7	4.0	4.0	2.5
7 Plastics	4.9	4.9	4.8	3.7	3.6	4.2	4.2	3.2	4.0	4.1	4.7	4.0
8 Leather Goods	3.3	3.5	5.6	5.0	4.5	5.5	5.5	3.7	4.0	4.9	3.8	3.4
9 Wood Products	2.9	2.9	4.0	4.1	4.1	4.7	4.6	3.2	4.0	4.1	4.8	3.3
10 Pulp and Paper	4.4	4.6	4.8	4.9	4.9	6.0	6.2	4.1	4.0	4.3	4.3	3.9
11 Textile and App.	6.1	6.1	6.9	5.9	5.9	5.8	5.8	4.5	6.0	5.5	6.1	3.4
12 Footwear	2.8	4.1	4.9	4.8	3.8	4.8	4.3	3.5	4.3	4.7	2.6	3.7
13 Stone and Glass	3.7	3.7	4.9	4.4	4.4	4.9	5.0	4.2	4.0	5.0	3.7	3.5
14 Jewellery	3.7	3.7	5.3	5.2	4.9	5.4	5.4	4.0	4.0	5.4	3.7	3.4
15 Base Metals	4.2	4.0	4.6	4.6	4.6	4.6	4.7	3.8	4.0	4.5	3.9	3.4
16 Mach. & Elec. Eq.	4.8	4.0	3.2	2.9	2.8	3.7	4.5	4.3	6.0	3.8	4.1	3.6
17 Transportation Eq.	4.7	4.2	4.8	4.2	3.7	4.2	3.3	3.4	4.0	4.3	3.8	3.8
18 Optics	5.0	4.4	4.0	4.5	4.1	3.8	4.8	4.0	4.0	4.3	3.9	3.5
19 Arms & Ammun.	4.0	4.0	4.7	5.5	5.5	5.5	5.9	4.0	4.0	4.8	3.1	4.0
20 Works of Art, Misc.	4.1	4.1	5.1	5.3	5.2	5.8	6.0	3.6	4.6	4.7	4.0	3.3
Average	4.5	4.2	5.1	4.8	4.3	4.8	4.9	4.0	4.9	4.9	4.5	3.9

(Estevadeordal (2006) より筆者加筆)

各地域貿易協定によって RoO Index が相違しているのは言うまでもない。また分類によってかなり制限性が相違していることも明らかである。HS 分類の第 1 類、第 2 類の農産物は当該国で生産された产品であることを求められているのは当然のことであるかもしれない。加工品を見た場合制限度が高いのは第 11 類のテキスタイル及びアパレルであった。RoO Index が高いということは、輸入国がその产品を保護したいがための制限度を示していることになるのではないだろうか。

また、Harris (2007) では、Estevadeordal (2006) よりも細分化した RoO Index を構築している。関税分類変更を基準としていることは変わりないが、それ以外の原産地規則をプラスマイナスすることができるよう数値化し、表6のような RoO Index を作成している。

表6 Harris RoO Index

Change of classification points		Exception Points :	
ΔI	+2	exI	+4
ΔS	+4	> exI and $\leq$ exS	+5
ΔH	+6	> exS and $\leq$ exH	+6
ΔC	+8	> exH and $\leq$ exC	+7
		> exC	+8
Addition Points :		Value Text Points :	
addI	-5	> 0% and $\leq$ 40%	+5
> addI and $\leq$ addS	-6	> 40% and $\leq$ 50%	+6
> addS and $\leq$ addH	-7	> 50% and $\leq$ 60%	+7
> addH and $\leq$ addC	-8	> 60%	+8
Add without CC	+8	Net Cost	+1
Technical Requirement Points :		I…Change of Item(8桁分類変更)	
Alternative Rule Points :	-3	S…Change of Subheading(6桁分類変更)	
Wholly obtained	+16	H…Change of Heading(4桁分類変更)	
		C…Change of Chapter(2桁分類変更)	

(Harris (2007) より筆者加筆)

関税分類変更を基準とし、例外もしくは選択できる場合をマイナス、プラスで計算できるようにしており、付加価値基準はその原産割合によって数値を設定している。また、加工工程基準はプラスすることにより制限度を設定している。これにより Estevadeordal RoO Index よりもより柔軟な計算ができるようになった。

また、Hayakawa (2012) では、日 ASEAN 包括的経済連携協定と日タイ経済連携協定における経済連携協定の利用率をタイの輸出データを利用して分析している。関税分類変更基準をベースとし、付加価値基準、加工工程基準を追加、選択することによって制限度を設定している（表7）。

表 7 Hayakawa RoO Index

ROO Type	Score	
CS/RVC	1	CS…Change of Subheading
CS/RVC/TECH	1	CH…Change of Heading
CS	2	CC…Change of Chapter
CH/RVC	3	RVC…Value-added Content
CH/RVC/TECH	3	TECH…Specific Manufacturing or processing operations
CH/TECH	3	WO…Wholly-obtained
CH	4	
RVC	4	/…or
CH&RVC	5	&…and
CH&TECH	5	
CC/RVC	6	
CC	7	
CC&TECH	8	
WO	8	

(Hayakawa (2012) より抜粋)

## (2) 原産地規則の制限度が地域貿易協定における影響

Carrere and Melo (2006) では Estevadeordal RoO Index を使用し、北米自由貿易協定 (NAFTA : North America Free Trade Agreement) における特恵関税適用税率と地域貿易協定適用税率の差を関税マージンとし、その影響をアメリカとメキシコの例を用いて実証している。

$$\tilde{\tau}_i = \frac{t_i - \tau_i}{1 + \tau_i} \quad (t_i = t_{i.us}^{us}; \tau_i = t_{i.mex}^{us}) \quad \tilde{\tau}_i \text{は関税マージン}$$

アメリカにおけるメキシコからの輸入で関税マージンが高い実行関税率表第 11 部 (テキスタイル&アパレル) には高い利用率があるが、関税マージンが低い分野 (石、ガラス、第 13 部) においても高い利用率を示していた。また中間財と最終財における利用も比較しており、中間財での利用率が高い結果が出ている。中間財に高い利用率があるということは、その中間財を使用して最終財を生産し、その最終財輸出に NAFTA を利用するためでもあるかもしれない。

Conconi et al (2016)においては、中間財貿易における最終財の RoO のインパクトをみている。メキシコにおける輸入額を NAFTA の製品 (最終財) に課される RoO に結び付け、RoO の制限性がどのような影響を与えるか実証している。RoO を 3 つのタイプに分類 (①全最終財に課される RoO、②メキシコの生産者にインセンティブのない RoO を除外 (最終財関税マージンゼロを除く)、③関税分類変更以外の選択可能品目 (付加価値基準)) し、各 RoO 分類毎にどのような影響を与えていているかを見ている。

$$\Delta \text{Imports}_{j,o} = \alpha + \beta_1 \text{RoO}_{i,j}^x + \beta_2 \Delta \text{Preferential Tariff}_{j,o} + \delta_j + \delta_o + \varepsilon_{j,o}$$

$\Delta \text{Imports}$ …メキシコの NAFTA 以外の国からの輸入額 (1991 年と 2003 年)

$RoO$ … $RoO$ (①、②、③)

$\Delta Preferential Tariff$ …関税マージン (NAFTA 特恵関税と MFN 関税の差)

分析は 1991 年 (NAFTA 発行前) と 2003 年 (NAFTA 発効後) の比較となっている。

結果は、 $RoO$ ①は有意とはならず、 $RoO$ ②③はマイナスに有意となっている。これは NAFTA を利用してアメリカやカナダに輸出する製品を生産するための中間財輸入において、第三国から輸入する資材は貿易転換効果が起こっている結果となっている。NAFTA の便益を享受するために、メキシコは中間財供給を第三国より自国もしくは締約国からの調達に切り替えることになる。

また、地域貿易協定の利用率がどのような影響があるかを分析している先行研究としては、 Hayakawa, Laksanapanyakul and Shiino (2013)、Hayakawa, Laksanapanyakul and Urata (2015)、Hayakawa, Laksanapanyakul and Yoshimi (2016) がある。

$RoO$  は地域貿易協定の便益を享受するために最適ではないかもしれない資材の調達先を変更することを推進し、また  $RoO$  を厳しくすることで貿易を制限することができるような地域貿易協定において鍵となる要素であることは疑いようがない。

## 5. $RoO$ Index

中岡 (2017) では、前述の Harris  $RoO$  Index を参照し、日本が締結している経済連携協定における原産地規則に適合し易い  $RoO$  Index を構築した (表 8)。

表 8 Nakaoka RoO Index

関税分類変更基準

CC	+8	Change of Chapter(2桁分類変更)
CTH	+6	Change of Heading(4桁分類変更)
CTSH	+4	Change of Subheading(6桁分類変更)

例外(除外する場合は以下のポイントを加える)

CC	+8
CTH	+6
CTSH	+4

加工工程基準	+4	(但し加工工程基準のみの場合は1工程あたり+4とする)
付加価値基準	+5	(域内原産割合 $\leq$ 40%)
付加価値基準	+6	(域内原産割合 $>40\% \leq 50\%$ )
付加価値基準	+7	(域内原産割合 $>50\% \leq 60\%$ )
付加価値基準	+8	(域内原産割合 $>60\%$ )
完全生産品	+16	

“又はもしくは” の場合は平均を取るために $\div 2$ とする

例えば前述の関税分類変更基準(図3)で示したものは日本が締結している経済連携協定ではどのような原産地規則になっているのであろうか。HS CODE 6205.30 の日 ASEAN 包括的経済連携協定における原産地規則は以下の通りである。

CC(第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に製織される場合に限る。)

最終製品である6205.30 男性用のシャツにするには、5512.11の合成繊維の短繊維の織物を使用して製品にする場合、非原産材料を使用している場合は上記の通り製織(織物を織り上げる=糸から生地にする)される必要がある。いわゆる加工工程基準が必要となる。上記原産地規則を数値化する場合、CC(2桁関税分類変更基準=8)、加工工程基準=4を

合計し、+12 となる。要するに生地は非原産材料を使用した場合、糸から生地に加工する工程が締約国間で行われなければならず、その生地を使用して製品にすることにより当該国の原産品と明示できることになる。関税分類変更基準よりは厳しい原産地規則となっている。

例えば 6205 項の各経済連携協定の原産地規則を数値化すると表 9 のようになる。

表 9 各経済連携協定 RoO Index

HS6	ベトナム	ASEAN	タイ	マレーシア	フィリピン	シンガポール	インドネシア	ブルネイ	バングラ	オーストラリア	韓国	中国	ペルー	スイス
6205	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	16	16	16	16

(各経済連携協定品目別原産地規則より筆者作成)

RoO Index を見ると大きく 2 つのタイプに分かれるように見えるが、実際の原産地規則は同一ではない（表 10）。

表 10 各経済連携協定の原産地規則（一部抜粋）

協定 / EPAs	品目別原産地規則 / PSR	RoO Index
日タイ経済連携協定(HS2002)	第六二・〇一項から第六二・一一項までの各項の产品への他の類の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において製織された場合に限る。)	12
日メキシコ経済連携協定(HS2002)	第六二・〇一項から第六二・一七項までの各項の产品への他の類の材料からの変更(第五一・〇六項から第五一・一三項まで、第五二・〇四項から第五二・一二項まで、第五三・〇七項から第五三・〇八項まで、第五三・一〇項から第五三・一一項まで、第五四・類、第五五・〇八項から第五五・一六項まで、第五八・〇一項から第五八・〇二項まで又は第六〇類の材料からの変更を除く。)。ただし、当該產品が、一方又は双方の締約国の区域において、裁断され、かつ、縫い合わされこと又は組み立てられることを条件とする。	16
日アセアン包括的経済連携協定(HS2002)	CC(第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれが一又は二以上の締約国において完全に製織される場合に限る。)	12
日チリ経済連携協定(HS2002)	第六二・〇一項から第六二・一七項までの各項の产品への他の類の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の材料からの変更を除く。)。ただし、当該產品が、締約国において、裁断され、若しくは特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。	16
日ベトナム経済連携協定(HS2007)	CC(第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に製織される場合に限る。)	12
日ペルー経済連携協定(HS2007)	第六二・〇一項から第六二・一七項までの各項の产品への他の類の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。)及び当該產品が、締約国において、裁断され又は特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられること。ただし、第五四〇二・三二号又は第五四〇二・三三号の非原産材料を使用する場合において、当該各号のいずれかに該当する全ての非原産材料の重量の総和が当該產品の総重量の十五パーセントを超えないときに限り、また、第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合において、当該各項のいずれかに該当する全ての非原産材料の重量の総和が当該產品の総重量の二十五パーセントを超えないときに限る。	16
日インド包括的経済連携協定(HS2007)	織物類又は編物類からの製造(付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。)	12
日イスイス経済連携協定(HS2007)	CC(第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇七項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項、第五八・〇一項、第五八・〇二項、第五九・〇三項、第五九・〇六項又は第五九・〇七項からの変更を除く。)。ただし、產品が、締約国の関税地域において、裁断され、かつ、縫い合わされ、又は裁断され、かつ、組み立てられることを条件とする。	16
日オーストラリア経済連携協定(HS2012)	第六一類から第六三類までの各類に分類される产品の原産地を決定するに当たり、产品の生産に使用された材料であって第五〇類から第六三類までの各類に分類されないものについては、纖維を含むか否かを問わず、考慮しない。	12

(税関ホームページ 原産地規則ポータルより筆者作成)

原産地規則は非常に細かく設定されており、また各協定に記載されている（HS2002）等はHSコードの基準年であり、各協定によって相違している。企業はこの原産地規則を満たす必要があるため、どの協定を利用するか、どの国に輸出するかによって中間財調達を変更する必要があるかもしれない。

## 6. 実証分析

地域貿易協定における原産地規則は地域貿易協定の利用率にどのような影響を与えているのか、前述の Nakaoka RoO Index を利用し、その影響を分析する。データは財務省貿易統計経済連携協定時系列表より年次データ（2012年から2015年）を元に経済連携協定利用率を算出したものを被説明変数とする。対象分野は実行関税率表第11部テキスタイル及びアパレルである。テキスタイル及びアパレルは分類が細かく、また原産地規則が比較的制限的である。経済連携協定を締結することにより貿易の自由化が図られるはずであるが、原産地規則の制限度によってその自由化を妨げる要因になっているかもしれない。

実証分析は回帰分析によって行う。

$$\begin{aligned}
 (Utilization_j) = & \beta_1 \ln(Import_j) + \beta_2 (margin_{ij}) + \beta_3 (RoO_{ij}) + \beta_4 \ln(gdp\text{capita}_i) \\
 & + \beta_5 \ln(distance_{ij}) + \sum_f \beta_6 (FTA\ dummy_f) \\
 & + \beta_7 (Category_c) + \beta_8 (Year\ dummy_y) + \varepsilon_{ij}
 \end{aligned}$$

$Utilization_j$  : 経済連携協定利用率

$\ln(Import_j)$  : EPA 締約国からの輸入金額

$margin_{ij}$  : 各 EPA 締約国との関税マージン（MFN 税率と EPA 税率の差の単純平均）

$RoO_{ij}$  : Nakaoka RoO Index

$\ln(gdp\text{capita}_i)$  : 各国の一人当たり GDP

$\ln(distance_{ij})$  : 各国との距離

$FTA\ dummy_f$  : 各経済連携協定（ASEAN、Australia、Chile、India、Indonesia、Malaysia、Mexico、Peru、Philippines、Singapore、Switzerland、Thailand、Vietnam）

$Category_c$  : 中間財（Intermediate goods）、最終財（Final goods）

$Year\ dummy_y$  : 2012年から2015年

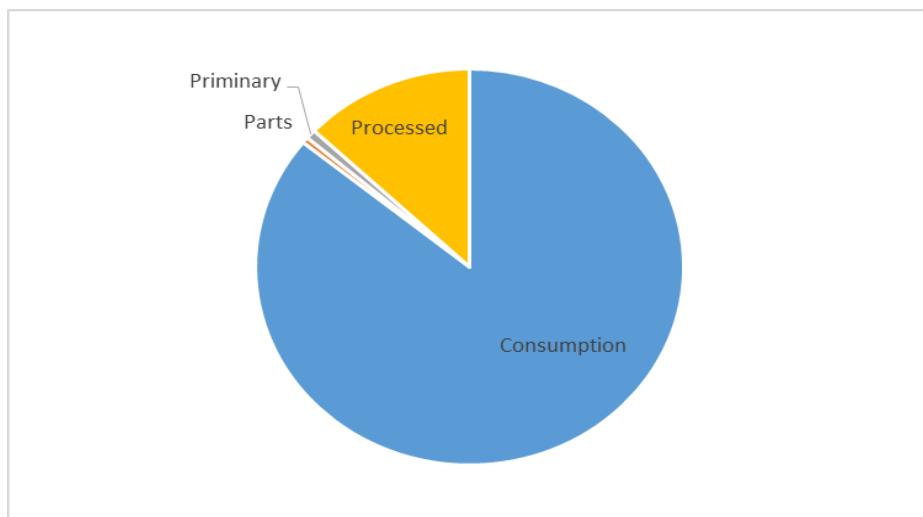
説明変数は、財務省貿易統計より入手の輸入額、World Development Indicator より入手の一人当たり GDP、Centre d' Etudes Prospectives et d' Informations Internationales (CEPII) Database より入手の距離、WTO GET TARIFF DATA より MFN 税率、EPA 税率を取得し、税率の差を関税マージンとし、RoO Index、EPA dummy、経済産業研究所の RIETI-TID correspondences を使用し、標準国際貿易分類（SITC : Standard International Trade

Classification) と UN Data Base Conversion and Correlation Table を使用して SITC より HS 分類に変換した需要財(中間財=Primary、Parts、Processed、消費財=Consumption) dummy である。

新々貿易論=メリッツ・モデル（企業の異質性モデルと呼ばれることが多い）は、田中（2015）などによると、生産性の高い企業は輸出し、生産性の低い企業は輸出することを選択せず、もしくは退出を余儀なくされるとある。説明変数に輸入額を入れることにより、市場規模と輸出国の企業の生産性を見ることができる。Hayakawa（2016）では同様に輸入額を説明変数に使用している。

貿易における距離は輸送コストを意味する。地理的に距離があるほど輸送コストは増し利用率に影響を及ぼすことになるであろう。一人当たり GDP はその国の豊かさを示している。一人当たり GDP が高いほど豊かな国であり、貿易額も大きくなると推測する。関税マージンは経済連携協定を締結することにより得られる税率の差であり、関税マージン差が大きければ大きいほど、経済連携協定を利用する価値がある。RoO Index は数値が大きいほど制限的であることを示している。経済連携協定を利用する上で妨げになっているかもしれない。需要財（Category）は、中間財と最終財に分類し分析する。最終財を輸入する際に、その RoO Index がどの程度の制限性であるかを見るが、中間財に課された RoO は中間財単体の輸入のみならず最終財にも影響を及ぼす。中岡（2017）のように、その国の原産品と認められるには域内で資材調達および生産をする必要があり、直接投資に大きな影響を及ぼす。最終財輸入に地域貿易協定を利用するためには中間財の調達先が制限されることになる。図 7 は 2015 年日本における実行関税率表第 11 部の経済連携協定利用額である。

図 7 2015 年日本における実行関税率表第 11 部経済連携協定利用額

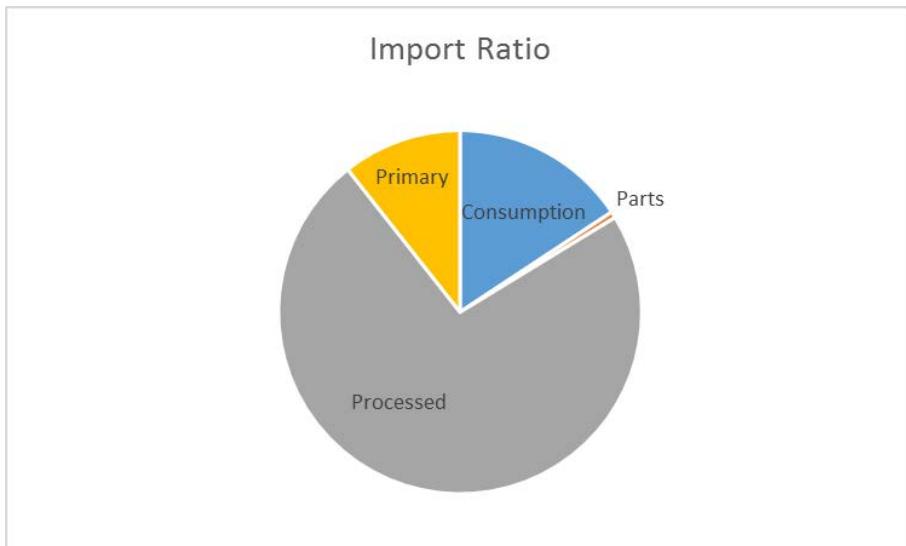


（財務省貿易統計の 2015 年経済連携協定時系列表より筆者作成）

日本は圧倒的に最終財の輸入が多い。最終財を輸入する際に経済連携協定を利用するため課されるRoOの影響は大きい。

逆に2015年ベトナムが輸入した財を需要財別に見てみると、図8のようになる。

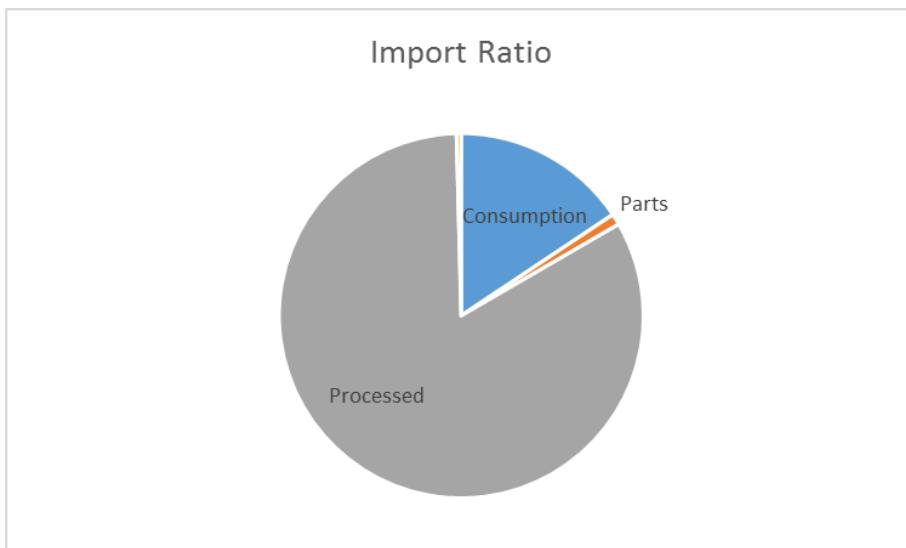
図8 2015年ベトナム需要財別輸入割合



(Comtrade輸入データより筆者作成)

ベトナムにおいては中間財の輸入が多い。また日本との経済連携協定が利用可能となる日本およびASEAN諸国よりの輸入額は図9となる。

図9 2015年ベトナム需要財別輸入割合（日本及びASEAN諸国）



(Comtrade輸入データより筆者作成)

ベトナムは圧倒的に中間財輸入が多く、輸入した中間財を使用して製品に加工している加工貿易が多いことがわかる。日本及び ASEAN 諸国から中間財を調達することにより、原産地規則を満たすことができ、日本がベトナムから製品を輸入する際に、経済連携協定が利用可能となる。日本は製品輸入が圧倒的に多いため、中間財より最終財の原産地規則を厳しくすると、経済連携協定の利用を制限することが可能となる。最終財の制限度は経済連携協定の利用にマイナスに働くのではないであろうか。

予測される結果としては、輸入額は市場規模と生産性を表すため、輸入額は大きいほど利用率は高くなることが推測できるため、プラスに有意になると思われる。関税マージンは差が大きいほど経済連携協定を利用する価値がある。テキスタイル及びアパレルは MFN 税率も比較的高いため、経済連携協定を利用することにより無税になる品目が多い。よってプラスに有意になると思われる。RoO Index はアパレル及びテキスタイルの原産地規則は一般的に他の財より制限的であると言われている。日本として繊維産業を保護したい意向が働いているものと思われる。よって、経済連携協定を利用する上では、負に有意になると思われる。経済連携協定利用率を制限する要素になり得る。

実証分析はパネルデータ分析を合わせて行い、結果は表 11 の通りである。

表 11 関税マージン 0 を除く

	最小二乗法				パネルデータ分析(固定効果モデル)			
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
In Import	0.046*** (0.002)	0.049*** (0.002)	0.048*** (0.002)	0.050*** (0.002)	0.047*** (0.002)	0.049*** (0.002)	0.048*** (0.002)	0.050*** (0.002)
In Gdp/Capita	0.032*** (0.004)	0.029*** (0.004)	0.035*** (0.004)	0.031*** (0.004)	0.033*** (0.004)	0.031*** (0.004)	0.036*** (0.004)	0.032*** (0.004)
In Distance	-0.026** (0.012)	-0.025** (0.011)	0.030** (0.011)	0.028** (0.011)	-0.031*** (0.012)	-0.030*** (0.012)	0.026** (0.012)	0.024** (0.012)
Margin		0.027*** (0.002)	0.019*** (0.002)	0.011*** (0.002)		0.027*** (0.002)	0.019*** (0.002)	0.011*** (0.002)
RoO			-0.043*** (0.002)	-0.036*** (0.002)			-0.043*** (0.002)	-0.036*** (0.002)
Intermediate goods				-				-
Final goods				-0.111*** (0.010)				-0.111*** (0.010)
修正済決定係数	0.071	0.096	0.143	0.153				
決定係数 (within) (between) (overall)					0.071	0.096	0.143	0.153
標準誤差	0.107	0.106	0.103	0.102	0.107	0.106	0.104	0.103
観測値数	11,033	11,033	11,033	11,033	11,033	11,033	11,033	11,033

係数はそれぞれ\*\*\*1%、\*\*5%、\*10%水準で統計的に有意であることを示す。

今回の分析は関税マージン 0 のデータを除いて行った。関税マージン 0 は MFN 税率の EPA 税率の差がない、いわゆるいすれも無税の品目であり、当然 EPA を利用する必要がない。EPA を利用せずとも、無税で輸入できる品目にわざわざ原産地証明等煩雑な手続きを取つて輸入する必要はなく、当然 MFN 関税を適用して輸入することになる。分析結果は (1) (5) 輸入額、一人当たり GDP、距離を説明変数としたもの、(2) (6) は関税マージン、(3) (7) は RoO、(4) (8) は需要財を説明変数として入れたものである。市場規模と生産性を示す輸入額はすべて 1%有意となり、利用率にプラスの大きな影響を与えていることがわかる。輸入額が多いほど利用率には当然のことながらプラスの影響を及ぼす。一人当たり GDP もすべて 1%有意となり、利用率には国の豊かさが大きな影響を及ぼしていることがわかる。豊かな国ほど貿易額が大きくなり、利用率に大きな影響を与えることになる。関税マージンもすべて 1 %で有意となった。関税マージンが大きいほど、EPA を利用する価値がある。関税の削減は利用者にとって大きな便益となる。よって関税マージンは利用率に大きな影響を与えている。分析結果は距離が RoO Index を入れることにより、係数がマイナスからプラスとなった。原産地規則の制限性は距離（輸送コスト）という負の要素よりも大きな負の要素になっているのではないだろうか。RoO はマイナスで 1 %有意となった。EPA を利用したくても、原産地規則を満たしていないと利用することがで

きない。今回 NAKAOKA RoO Index で算出した制限度は利用を阻害する要因になることがわかる。また、需要財を見た場合、日本は圧倒的に最終財の輸入が多い。最終財の RoO Index を厳しくすると、当然利用率は影響を受け、適用したくても原産地規則を満たさない限り適用できず、最適な資材調達ができない可能性がある。最終財もマイナスで 1% 有意となり、明らかに EPA 利用を阻害する要因になっていることがわかる。最小二乗法及びパネルデータ分析（固定効果モデル）とも分析結果にそれほどおおきな変化はなかった。

また、利用率を被説明変数とした場合、EPA を利用しない、いわゆる 0 データも存在する。その 0 を処理するために、トービットモデル（変量効果・トービットモデル）にて分析した（表 12）。

表 12 トービットモデル分析（変量効果・トービットモデル）

	(9)	(10)	(11)	(12)
In Import	0.078*** (0.002)	0.081*** (0.002)	0.079*** (0.002)	0.081*** (0.002)
In Gdp/Capita	0.038*** (0.005)	0.033*** (0.005)	0.040*** (0.005)	0.035*** (0.005)
In Distance	-0.038** (0.017)	-0.038** (0.017)	0.034** (0.017)	0.033** (0.017)
Margin		0.033*** (0.002)	0.022*** (0.002)	0.012*** (0.002)
RoO			-0.058*** (0.002)	-0.049*** (0.003)
Intermediate goods				-
Final goods				-0.139*** (0.014)
対数尤度	-9489.1	-9382.6	-9115.7	-9065.2
標準誤差	0.154	0.152	0.148	0.148
観測値数	11,033	11,033	11,033	11,033

係数はそれぞれ\*\*\*1%、\*\*5%、\*10%水準で統計的に有意であることを示す。

(9) 輸入額、一人当たり GDP、距離を説明変数としたもの、(10) は関税マージン、(11) は RoO、(12) は需要財を説明変数として入れたものである。前述の分析よりは数値は大きくなっている。利用率に与える影響がより大きくでていることになる。

次に一般特恵関税が使用可能な開発途上国を処理する。ASESAN 包括的経済連携協定を使用可能であるが、一般特恵関税制度を利用できる国は、カンボジア、ミャンマー、ラオスである。前述のように地域貿易協定と一般特恵制度では原産地規則の制限性が違う。より厳しい RoO を求められる地域貿易協定よりも緩やかな RoO である一般特恵制度を利用した方がより使いやすいことは確かである。分析結果は次の通りである（表 13、表 14、表 15）。

表 13 最小二乗法

	(13)	(14)	(15)	(16)
In Import	0.054*** (0.002)	0.057*** (0.002)	0.055*** (0.002)	0.056*** (0.002)
In Gdp/Capita	-0.022*** (0.004)	-0.025*** (0.004)	-0.018*** (0.004)	-0.018*** (0.004)
In Distance	-0.003 (0.011)	0.003 (0.011)	0.051*** (0.011)	0.050*** (0.011)
Margin		0.034*** (0.002)	0.025*** (0.002)	0.022*** (0.002)
RoO			-0.038*** (0.002)	-0.036*** (0.002)
Intermediate goods				-
Final goods				-0.035*** (0.010)
修正済決定係数	0.118	0.153	0.194	0.195
標準誤差	0.107	0.105	0.102	0.103
観測値数	9,712	9,712	9,712	9,712

係数はそれぞれ\*\*\*1%、\*\*5%、\*10%水準で統計的に有意であることを示す。

表 14 パネルデータ分析（固定効果モデル）

	(17)	(18)	(19)	(20)
In Import	0.053*** (0.002)	0.056*** (0.002)	0.055*** (0.002)	0.056*** (0.002)
In Gdp/Capita	-0.024*** (0.004)	-0.026*** (0.004)	-0.019*** (0.004)	-0.019*** (0.004)
In Distance	0.000 (0.012)	0.005 (0.011)	0.054*** (0.011)	0.054*** (0.011)
Margin		0.034*** (0.002)	0.025*** (0.002)	0.022*** (0.002)
RoO			-0.038*** (0.002)	-0.036*** (0.002)
Intermediate goods				-
Final goods				-0.035*** (0.010)
決定係数 (within)	0.118	0.153	0.194	0.195
(between)	0.836	0.881	0.711	0.712
(overall)	0.118	0.154	0.195	0.196
標準誤差	0.107	0.105	0.103	0.103
観測値数	9,712	9,712	9,712	9,712

係数はそれぞれ\*\*\*1%、\*\*5%、\*10%水準で統計的に有意であることを示す。

表 15 トービットモデル（変量効果・トービットモデル）

	(21)	(22)	(23)	(24)
In Import	0.081*** (0.002)	0.083*** (0.002)	0.081*** (0.002)	0.082*** (0.002)
In Gdp/Capita	-0.041*** (0.005)	-0.044*** (0.005)	-0.035*** (0.005)	-0.035*** (0.005)
In Distance	-0.003 (0.015)	0.002 (0.015)	0.061*** (0.015)	0.061** (0.015)
Margin		0.040*** (0.002)	0.029*** (0.002)	0.025*** (0.003)
RoO			-0.049*** (0.002)	-0.047*** (0.002)
Intermediate goods				-
Final goods				-0.035*** (0.013)
対数尤度	-7703.0	-7551.5	-7325.4	-7322.0
標準誤差	0.144	0.142	0.139	0.139
観測値数	9,712	9,712	9,712	9,712

係数はそれぞれ\*\*\*1%、\*\*5%、\*10%水準で統計的に有意であることを示す。

それぞれ (13) (17) (21) は輸入額、一人当たり GDP、距離を説明変数としたもの、(14) (18) (22) は関税マージン、(15) (19) (23) は RoO、(16) (20) (24) は需要財を説明変数として入れたものである。全体的に見ると、輸入額はプラスに有意であることには変わりないが、数値が大きくなっている。一人当たり GDP はマイナスに有意となり、開発途上国を除くと、一人当たり GDP は利用率にマイナスの影響を与えることになる。これは地域貿易協定を締結している国の人一人当たり GDP に左右されることになるが、日本が締結している地域貿易協定の相手国は先進国が少ない。その影響がでているのではないかと思われる。距離はプラスになった。地域貿易協定の締約国は近隣諸国が多い。その影響であろうか。関税マージンは数値が大きくなっている。関税マージンはやはり利用率に大きな影響を与えていることは確かである。関税マージンが大きいほど、地域貿易協定を使用する価値があることになる。RoO はやはりマイナスとなっており、数値に多少の差があるものの、地域貿易協定利用率には負の効果があることが明らかである。最終財に関しては、同じくマイナスで有意となったが、数値には大きな違いが出ている。

地域貿易協定を利用し関税の便益を受けようとする企業は、原産地規則を鑑み資材や製品の調達先を検討することになる。調達先の変更には当然コストが伴う。原産地規則を守るために調達先を変更することは、最適な調達コストではないかもしれないし、距離的に遠い国を調達先として選択することもある。多少距離が遠い国であっても、やはり関税マージンのインパクトの方が大きい。そのような結果が出ているのではないだろうか。

また、今回は GSP 特恵の原産地規則を単純化し分析に加え、国単位でデータを除外したが、今後は実際の利用額をデータに加えて分析したい。RoO は利用率に負の影響を与えていることは確かであるが、その規模の検証は今後の課題としたい。

## 7. まとめ

1990 年代より頻繁に発効されてきた地域貿易協定は世界貿易機関のドーハ・ラウンドの行き詰まりから、各国が自由な貿易を求めて世界の潮流となったものである。しかし各国は自由な貿易を求めつつも、自国の産業を保護する手法を地域貿易協定に求めた。その 1 つの手法が原産地規則である。原産地規則はその国の原産であることを証明するものであるが、原産地規則は経済連携協定を締結することにより自由な貿易を目指そうとする反面、自国の産業を守るための手法となる。原産地規則を厳しくすると地域貿易協定を利用するため企業は中間財調達の変更、生産地の変更を迫られる。調達先や生産地を変更しても地域貿易協定を利用する価値があるかどうか、逆に最適な調達先を維持することにより地域貿易協定を利用しない、という選択もある。企業にとっては原産地規則は非常に大きな選択を迫られる要素となる。今回はその原産地規則に焦点を当て、一般的に原産地規則が制限的であると言われている実行関税率表第 11 部テキスタイル及びアパレルを分析の対象として、原産地規則の制限性を数値化し、その制限度が地域貿易協定の利用にどのような影響を与えていているのかを分析した。経済連携協定の利用額より利用率を算出し、その利用率に影響を与えるものを被説明変数として、輸入額、一人当たり GDP、距離、関税マージン、原産地規則の制限度を数値化した RoO Index、そして中間財と最終財という需要財別に分析した。結果は、経済連携協定にプラスの影響を与えるものとしては、市場規模と生産性を示す輸入額、関税マージンが大きな影響を与えていたことがわかった。国の豊かさを示す一人当たり GDP、輸送コストに相当する距離に関しては、マイナスになることもあり、プラスになることもあった。これは、日本が締結している地域貿易協定締約国に先進国が少ないこと、また地域的に近い国であること、そして、安い労働力を求め、距離よりは関税マージンのインパクトが利用する企業にとっては大きいことが影響しているのではないだろうか。マイナスの影響としては RoO Index であり、特に需要財のうちの最終財の原産地規則であった。原産地規則はその制限度によっては貿易や直接投資を促進することにもなるが、より厳しい原産地規則はその妨げとなる。各国によって貿易政策の 1 手法として設定される原産地規則であるが、企業にとっては貿易に係る費用を如何に抑えるかを考慮するに当たり、非常に重要な問題となる。原産地規則を満たすためには、中間財調達先の変更をしなければならないかもしれないし、生産地の変更も迫られる。自由な貿易を目指しつつも、程よい保護政策を取れるような、バランスの取れた原産地規則が求められる。また、原産地規則は各地域貿易協定によって異なっている。その調和を図ることも求められる。企業にとって利用し易い原産地規則の設定が望ましい。本稿がその 1 石となると幸いである。

## 参考文献

- Carrere, C. and Melo, J. (2006) “Are different Rules of Origin equally costly? Estimates from NAFTA” *THE ORIGIN OF GOODS Rules of Origin in Regional Trade Agreements*, Oxford University Press, Chapter 7.
- Concoi, P., Garcia-Santana, M. Puccio, L. and Venturini, R. (2016) “From Final Goods to Inputs : the Protectionist Effect of Rules of Origin” ECARES working paper 2016-04
- Estevadeordal, A. and Suominen, K. (2006) “Mapping and measuring Rules of Origin around the world” *THE ORIGIN OF GOODS Rules of Origin in Regional Trade Agreements*, Oxford University Press, Chapter 3.
- Harris, J. (2007) “Measurement and Determination of Rules of Origin in Preferential Trade Agreements (PTA’ S)” *University of Maryland*, College Park.
- Hayakawa, K. (2012) “Impact of Diagonal Cumulation Rule on FTA Utilization : Evidence from Bilateral and Multilateral FTAs between Japan and Thailand” *IDE Discussion Paper No. 372*, Institute of Developing Economics (IDE), JETRO.
- Hayakawa, K., Kim, H., Laksanapanyakul, N. and Shiino, K. (2013) “FTA Utilization: Certificate of Origin Data versus Customs Data” *IDE Discussion Paper No. 428*, Institute of Developing Economics (IDE), JETRO.
- Hayakawa, K., Laksanapanyakul, N. and Urata, S. (2015) “Measuring the Costs of FTA Utilization: Evidence from Transaction-Level Import Data of Thailand” *IDE Discussion Paper No. 541*, Institute of Developing Economics (IDE), JETRO.
- Hayakawa, K., Laksanapanyakul, N. and Yoshimi, T. (2016) “Firm-level Utilization Rates of Regional Trade Agreements: Importers’ Perspective” *IDE Discussion Paper No. 615*, Institute of Developing Economics (IDE), JETRO.
- 田中鮎夢 (2015) 「新々貿易理論とは何か 企業の異質性と21世紀の国際経済」ミネルヴァ書房
- 中岡真紀(2017)「地域貿易協定における原産地規則と直接投資」法政大学比較経済研究所/田村晶子編『国際競争力を高める企業の直接投資戦略と貿易』日本評論社, 181-201